

令和4年度 施策懇談会における議題提案について

資料4-3

1 各委員からの議題提案

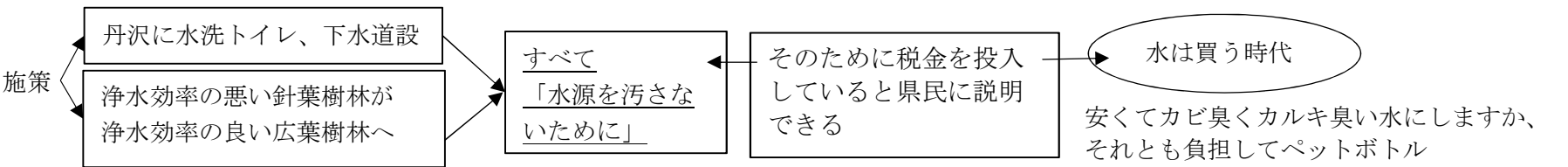
分類	No	議題／内容	提案委員
施策の取組・評価関係	1	【水源かんよう機能のモニタリング評価から対象地域全体への評価方法】 航空写真で植被率など評価するのでしょうか？	三好
	2	上流域の山梨県や静岡県と連携して行っている対策を教えてください。	三好
	3	【施策大綱期間の取組状況】 この20年の取組の年表作り または、①当初の目的、②10年目の中間、③20年目の予定姿 と3地点の比較表作成	乙黒
	4	<p>順応的管理の評価、県民参加の評価についても、議論し、その評価の方法等について詰めていくべきと思う。</p> <p>私は、この事業の大きな特徴は、1) 山と川の統合的管理を目指したこと、2) それをしっかりとモニタリングに基づく順応的管理で行おうとしたこと、さらに3) 県民参加についても、どこでもやられている普及啓発面での「参加」だけでなく、事業の評価、モニタリングの一部としての市民調査の実施という、非常に実効性を伴った実施が難しい面も含めて実施しようとしたことだと思っている。</p> <p>しかし、このうち2)については、施策調査専門委員会で議論すべきことだが、ほとんど議論されて来ておらず、3)については、市民事業専門委員会のマターだと思うので、もしかすると議論されているのかも知れないが、県民会議全体では共有されていないように思われる。</p> <p>まずは県民会議全体で検討してみる必要があるのではないか。</p>	土屋

分類	No	議題／内容	提案委員
森林資源の活用	5	<p>【水源林を間伐・整備した後の木材の活用】</p> <p>第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画で「森林の保全・再生」が謳われ「間伐材の搬出促進」が入っているが、搬出木材の活用については極めて貧弱である。やはり搬出を促進したら、その活用までを考える一産業(林業)としての捉え方が必要ではないか。サプライチェーンは最初で途切れていて中途半端の印象である。</p>	古館
	6	<p>【森林資源の有効活用】</p> <p>6月23日の現場説明会に参加し、蓑毛水源林の間伐状況について説明を伺いました。</p> <p>1ha当たり1,050本を550本、さらに450本になるまで整備を続けるということでした。</p> <p>但し、搬出困難なため、取り出しはしないそうです。</p> <p>今、木材は建築資材、燃料資源という従来の使用方法だけでなく、さまざまな利用法が試行されています。木材を利用した再生可能なプラスチック作りもそのひとつです。</p> <p>木材の可能性は無限です。廃棄してしまうのはあまりにももったいない。</p> <p>シカも然りです。捕獲後、そのあとはどうなるのでしょうか。</p> <p>水源環境保全を進めながら、その結果得られる収穫(獲)物の有効利用を考えたい。</p> <p>※第4期5か年計画 間伐材の搬出促進</p>	西田
森林環境譲与税と水源税	7	<p>【森林環境譲与税と神奈川県の水源地のコンセプトの違いと使われ方について】</p> <p>ここ1~2年、国の森林環境譲与税が各市町村に配分されているが、うまく活用できずに余らしている所や一方では活用したい事業があるにもかかわらず配分額が不十分な所もある。各市町村の自主性は活かしながら、県や国が調整役を勤めて、適切に有効な活用を行ったらどうか。</p>	古館
	8	<p>国の森林譲与税が、各自治体(神奈川県以外も)でどのように使用されているのか、知りたい。</p>	岡田
シカ対策	9	<p>シカ対策について、他県の動向が知りたい</p>	岡田
他事業連携	10	<p>【「③土壌保全対策の推進」事業と県治山対策事業の連携】</p> <p>近年の大雨対策の中で、連携が必要だと思います。</p>	三好
その他	11	<p>相模原市緑区(津久井地区)の森林の整備計画を詳しく議論してほしい</p>	三宅

分類	No	議題／内容	提案委員
周知・広報	12	施策の情宣先ターゲットの確認 納税している人？学生？子供？高齢者？	乙黒
	13	神奈川県内の水源環境を保全する施策として、県内の入山者に対する意識喚起を促す事も必要と考える。 (入山前の取組告知*、課税、寄付金のお願い等) *個人県民税超過課税 38 億円の用途情報を開示する等	稲野辺
水源の森林づくり事業について	14	この 15 年間で整備された森の変化と 20 年後の整備の行方 整備後地主さんの意向はどうか。 整備自体は予定通り行われたとして、その後の課題にどのようなものがあるか。	倉橋
	15	<p>これが議題としてふさわしいかはわからないが、私自身、いまでもっとも気になっているのが、大綱終了後、所有者に変換される森林がどうなるか、ということだ。この「どうなるか」という意味には、いくつかの事柄が合わかっている。以下に、いくつかに分けて「疑問」を書いてみる。</p> <p>1) まず、いったい、どのぐらいの森林が、最長 20 年間の県による管理を離れて、民間の所有者が戻されるのか、すでにこの過程は始まっているとのことなので、これから 5 年間の間に、毎年どれだけ増えていき、最終的にはどのぐらいの面積になるのか？</p> <p>2) またその返還される森林の状態はどのようなものなのか、人工林／天然林がどれだけなのか。また人工林であれば、間伐等の施業が適切に行われ、人工林の手入れの状況の区分の A または B のものがどのぐらいあるのか、さらに針広混交林化を進めている林分があるのであれば、どのぐらいの段階にあるものがどのぐらいあるのか（20 年間で混交林化が終了することはあり得ないと思われるので）。天然林についても、今後、例えば 10 年間手入れの必要がない森林はどのぐらいあるのか等が知りたい。</p> <p>3) 以上の現状把握を踏まえて、県として、返還後、森林所有者に対して、どのような所有・管理を求めるのかが知りたい。まず所有については、一定期間、他者への権利移転は禁止されていると認識しているが、管理の面では、人工林、天然林の返還時の森林の状態に応じて、それぞれのどのような管理を求めるのだろうか。</p> <p>4) そして最後の質問は、返還された森林所有者は、これまで県が代行してきたような持続的な森林管理を続けることができるか？ということだ。この質問には、2つの意味合いがあって、1つはその意思があるか？ということ。管理を続けるにはお金と手間がかかる一方、人工林であれば、皆伐してしまえば、現在の材価が続くとすればそれなりの収入が得られるわけで（育林を考えない場合）、本当に管理を続けていく意志があるのかが先ずは重要だと思う。この 1 番目で Yes との答えがあった場合に、2 番目の質問としては、その森林所有者もしくは委託を受けた業者（森林組合等）が正しい知識と十分な技術的能力を持っているかが問われる。この 2 つの問いに両方とも Yes か、少なくとも 1 番目に Yes とも答える所有者は、全体のどれくらいいるのだろうか（所有者数および面積です）？実はそれがわからないと、大綱を止めて大丈夫なのか、まずいいのか判断できないと思う。しかし、これまで、こうした調査は行われて来なかったと思われ、早急を実施していく必要があるのではないかと。何回か施策調査専門委員会でも発言しているのだが、経済評価もたいへん重要なのだが、こうした調査も必須だと思うのだが。</p>	土屋

分類	No	議題／内容	提案委員
施策大綱終了後の取組関係	16	本計画完了後（令和8年以降）の継続的に取り組むべき事業の提言内容	三好
	17	<p>【現施策大綱後の新たな施策策定に向けた取り組み】</p> <p>①事業全体において実施状況を評価し、大綱内で取り組みをすでに完了できそうなもの、大綱後も継続的に事業の取り組みが必要なもの、新たな課題に挑戦する必要があるものなどを洗い出し、「かながわ森林再生50年構想」とも連関させた長期の視点から、新たな水源環境の保全・再生の方向性を見る。</p> <p>②長期に渡る今後の水源環境の保全・再生に必要な事業費をシミュレーションし、財源確保の見通しを立てる。シミュレーションにより、水源環境保全税の確保が必要とされるのか、また、その期間と規模がどの程度なのかを見極めていく必要があると考えられる。</p>	宮下
	18	<p>【現施策大綱後の県民参加の仕組みやモニタリング実施の維持】</p> <p>①施策推進の上、県民参加は重要な仕組みであり、何らかの形で今後も維持できる仕組み作りが必要である。</p> <p>②水源環境の保全・再生は長期に渡る取り組みであり、事業の効果を常にモニタリングし、その結果も見ながら順応的な管理を積極的に導入し、事業を実施する必要がある。</p> <p>③そのためにも、長期に渡りモニタリングが実施できる体制の維持と財源の確保が重要な課題である。</p>	宮下
	19	<p>【持続可能な水源環境保全・再生施策に向けて】</p> <p>「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づく20年間の計画の第4期が終了した時点（令和8年）以降の森林の保全・再生はどうあるべきか？特に森林・山地の土砂崩れなどの保全、間伐の継続や県の補助金で経営を行ってきた林業事業者との協力関係はどうあるべきかなどを議論したい。</p>	古館
	20	<p>【持続可能な水源環境保全】</p> <p>水源の環境確保のために多様な地道な活動を続けられていることがよくわかりました。</p> <p>達成率を見ても、着実に実を結んでいることも確認できました。</p> <p>長い将来にわたり順調に効果を上げていくためには持続可能な保全方法を模索しなければなりません。県民の方にも同意見が多く見受けられました。</p> <p>税収とボランティア活動支援だけでは難しい。官民（学）協働を積極的に志向することは難しいのでしょうか。南足柄市では官民連携して林業から小売業事業まで一体的に取り組む林業6次産業化を進めていくそうです。（山田健氏の「水を守りに森へ」サントリー100年の森づくりに共感するものがありましたので）</p>	西田

2 各委員からのその他意見

No	内 容	提案委員
1	<p>今、日本全体の森林は戦後の拡大造林の影響を受け、森林の蓄積材積量は増大の一途をたどり、森林は伐期を迎えて、森林整備と木材の利用と林業再生が叫ばれている。これに対し、神奈川県では森林を水源林と捉え大都市への水供給の観点からの施策（11事業）に重点が置かれていて、（神奈川県は林業県でないという考えの基に）木材の使われ方や林業に対する意識が希薄に見える。先人が国や県の施策で拡大造林に汗水を流し協力したのであるからその収穫物の活用を念頭に置くべきところを、何故か「水源林」という名称に視点を移した所に何らかの作為があったように思えてならない。かながわ森林大綱が出来るときに何等かの議論はあったと思われるがその根源について理解しておきたい。</p>	古館
2	<p>建築資材としての針葉樹は役割を終え、都市での良質な水道水を作る森、つまり生活資源としての森（広葉樹（雑木林））のニーズが高まっています。広葉樹林に転換した方が、民有水源林としての借上げ額が高くなるように、逆に針葉樹林は嘆くほど安くすれば、広葉樹林に転換が進むと感じました。</p>	太幡
3	<p>むかし丹沢の蛭は、宮ヶ瀬の一部しか見られなかったのに、急激な広がりを見せました。昭和38年の時、昼には小蠅がつくから、早戸川（？）より他へは出ないと伺った覚えがあります。農業で減った小蠅を意図的に増やして放つ方法も研究しては。</p>	太幡
4	<p>対比する所として、同高度の植生が守られている高尾山があります。ブナ、イヌブナが600m程度でも高尾山では元気で、川をへだてた北丹沢は絶滅は何が原因か（生活排出物？）考えてみる必要もあります。なお、高尾山はすべて水洗トイレ、下水道完備。</p>	太幡
5		太幡
6	<p>水源の水質を守るためには私たちの暮らしかたも気をつける必要があると思います。日頃から気になるのはデスポーザーです。特に大型のマンションはごみ収集が難しいことから設置されることが多くなりました。浄化槽の設置は当然ありますが、生ごみを流すことに抵抗があります。水質を守る立場から、問題にする必要はないのでしょうか。</p>	西田
7	<p>ポスター掲示について（問い合わせ） 2022年6月7日、田園都市線長津田駅のホームにある掲示板に、かながわの森と水を支えるために と題して、水源環境保全税を説明するポスターが掲示されており、広報の取り組みを写真に収めました。公共の場所にこのような掲示がなされることは非常に重要なことで、現在どの様なところにポスター掲示がなされているのでしょうか。また、今後のこのような広報の取り組みはどのようにされるのでしょうか。</p>	宮下
8	<p>丹沢山系では、ヤマビルが不可避のように考えられています。ヤマビルを絶滅させる施策はたてられないのでしょうか？国内で同様の山系はあるのでしょうか？</p>	三宅
9	<p>この15年間で実施してきた水源環境保全・再生の施策によって、それ以前より水源の環境は改善されてきた実績とその手法を踏まえて、施策大綱終了後の具体的な取り組みの道筋をつけておかなければならないと思います。今まで実施してきた施策などについていろいろな森林活動の中で参加者に話してきましたが、水源環境保全税を使ってそのような取り組みを行っていることが十分に伝わっていないのが現状であると思っています。将来にわたって良質な水を安定的に確保することを目的にこれからも続けてゆかなければならないことですので、今までの取り組みとその成果をよりよく県民の皆様に理解していただくための対策と活動が必要と思っています。 第4期間にこれまでの取り組みを継続してゆけるような方策を明確にしてゆく必要があると思っています。</p>	上田

